

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	瀧澤 信也
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス17階
【報告義務発生日】	令和5年1月31日
【提出日】	令和5年2月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ルネサンス
証券コード	2378
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エーエージーエス・インベストメント・インク(AAGS Investment, Inc.)
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和3年1月8日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー（Douglas R. Stringer）
代表者役職	ダイレクター（Director）
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 小林 建治
電話番号	03-5425-8842

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,092,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 1,569,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 1,569,000
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 5,230,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,230,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		3,138,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年11月11日現在)	V	21,379,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		21.33
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和5年1月31日	新株予約権証券 (第2回新株予約権)	1,569,000	6.40	市場外	取得	第三者割当 (新株予約権 1個当たり 744円)

令和5年1月31日	新株予約権付社債券（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）	1,569,000	6.40	市場外	取得	第三者割当（新株予約権付社債1個当たり 30,612,000円）
令和5年1月31日	株券（A種種類株式）	2,092,000	8.53	市場外	取得	第三者割当（1株当たり 956円）

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、AAGS S3, L.P.のジェネラルパートナーとして保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社ルネサンスA種種類株式（2,092,000株（報告義務発生日時点）。以下「本種類株式」といいます。）、第2回新株予約権（目的となる株式数1,569,000（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権」といいます。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（目的となる株式数1,569,000（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権付社債」といいます。）、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、本種類株式につき、本種類株式の発行要項の定めにかかわらず、提出者は、(i)本引受契約に定める一定の場合を除き、令和5年1月31日から5年後の応当日（同日を含みます。）以降に限り、本種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権を行使することができること、(ii)本引受契約に定める一定の場合を除き、令和5年1月31日から3年後の応当日（同日を含みます。）以降に限り、本種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使することができること、及び、発行者は、令和5年1月31日から5年後の応当日（同日を含みます。）以降に限り、金銭を対価とする取得条項に基づく本種類株式の取得を行うことができることを合意しております。

また、提出者は、本引受契約において、(A)本新株予約権につき、本新株予約権の発行要項の定めにかかわらず、提出者は、本引受契約に定める一定の場合を除き、令和5年1月31日から6か月後の応当日（同日を含みます。）から、令和5年1月31日から5年後の応当日（但し、本新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日）（同日を含みます。）までの期間に限り、本新株予約権を行使することができること、ならびに、(B)本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債の発行要項の定めにかかわらず、提出者は、本引受契約に定める一定の場合を除き、令和5年1月31日から3年後の応当日（同日を含みます。）から、令和5年1月31日から5年後の応当日（但し、本転換社債型新株予約権の行使期間の最終日が先立つ場合には当該最終日）（同日を含みます。）までの期間に限り、本転換社債型新株予約権を行使することができること、及び、本引受契約に定める一定の事由に該当する場合、いつでもその選択により、発行者に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を買入日として、その保有する本社債のうち当該通知において指定する金額の本社債を、金100円につき100円で買い入れることを、発行者に対して請求する権利を有することを合意しております。

さらに、提出者は、本引受契約において、提出者が有する議決権の数は、いかなる時点においても37,400個（但し、かかる個数は、株式分割・併合等、調整が必要な場合には合理的に調整されます。以下同じ。）を超えないこととし、当該議決権数を超えることとなるような本新株予約権又は本転換社債型新株予約権の行使をしないことを合意しております。

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	1,499,988
その他金額計（Y）（千円）	2,011,625
上記（Y）の内訳	提出者がジェネラルパートナーを務めるAAGS S3, L.P.への出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	3,511,613

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
---------	----	-------	-----	------	--------

株式会社三井住友銀行(浅草橋支店)	銀行	高島 誠	東京都中央区日本橋馬喰町2-1-1	2	1,499,988
-------------------	----	------	-------------------	---	-----------

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地